

神戸市西水田農業推進協議会関連業務に係る臨時的任用職員 (一般事務) 募集要項

1. 募集人数

1名

2. 業務内容

- ・令和2年度水稻生産実施計画書及び営農計画書兼水稻共済加入申込書 関連書類の点検・整理・作成
- ・令和2年産経営所得安定策等交付金交付申請書 関連書類の点検・整理
- ・農会長会関連資料の印刷・袋詰め・点検・整理
- ・その他

3. 応募資格

- ・Word、Excel を使用しての文書作成、集計作業等の基本操作ができる者（資格不問）
- ・地方公務員法第16条により、次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ②神戸市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※年齢、学歴は問いません。

※日本国籍を有しない人も応募できます。ただし、日本国籍を有しない人で就職が制限されている在留資格の人は採用されません。

4. 任用期間

令和2年4月1日から令和2年12月31日まで

※勤務実績が良好な場合、面接による選考を実施のうえ、再度任用されることがあります。
(2回まで最長3年)

5. 勤務条件等

(1) 基本給

月額：約128,000円（地域手当に相当する報酬含む、昇給はしません。）

年収：約176万円

※本市職員としての経歴に応じて、一定の範囲で加算があります。

(2) 諸手当等

期末手当（年間約22万円）、時間外勤務手当、通勤手当等

(3) 勤務時間・日数

8：45～15：45（休憩60分）・週5日（30時間）

※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。

(4) 休日

土曜日、日曜日、祝日、年末年始、週のうち所属から指定された日

(5) 休暇

年次有給休暇、特別休暇（夏季休暇等）

※会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

(6) 勤務地

神戸市西水田農業推進協議会
神戸市西区伊川谷町潤和 1058 番地

(7) 福利厚生

健康保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険等
※一定の要件を満たす場合に加入します。

(8) 試用期間

1ヶ月（再度任用する場合も同様）

(9) その他

・基本給及び諸手当の額は、神戸市の給与改定をうけて変更されることがあります。

6. 選考方法

書類選考（履歴書）を行った後、選考合格者を対象に面接を実施し、合格者を決定します。

7. 問い合わせ・書類提出先

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和 1058 番地
神戸市西水田農業推進協議会 丸山
電話（078）975-6895（直通）
※平日9：00～17：00時まで受付（12：00～13：00を除く）

8. 申込方法

①提出書類

履歴書（様式は問いません。）

※面接等の連絡を行いますので、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。

②申込方法

郵送にて「7. 問い合わせ・書類提出先」に提出してください。

③受付期間

令和2年3月12日（木）～令和2年3月18日（水）消印有効

9. その他

- ・応募資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には採用を取り消すことがあります。
- ・本募集において提出された書類は、受付後返却しませんので、ご了承ください。
- ・本募集に際して収集した個人情報には厳正に取り扱い、臨時的任用職員の任用手続き以外の目的で利用することはありません。